

GRIガイドライン対照表

ビジョンと戦略	
1.1 持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明	P 10
1.2 報告書の主要要素を表す最高経営責任者の声明	P 3,4
報告組織の概要	
組織概要	
2.1 報告組織の名称	P 5
2.2 主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む	P 5
2.3 報告組織の事業構造	P 1,5
2.4 主要部門、製造部門子会社、系列企業及び合併企業の記述	P 1,5
2.5 事業所の所在国名	P 1
2.6 企業形態（法的形態）	P 5
2.8 組織規模	P 5
2.9 ステークホルダーのリスト。その特質および報告組織との関係	P 17-29
報告書の範囲	
2.10 報告書に関する問合せ先。電子メールやホームページのアドレスなど	P 1
2.11 記載情報の報告期間（年度/暦年など）	P 1
2.13 「報告組織の範囲」（国/地域/、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社）と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」	P 1
報告書の概要	
2.17 報告書作成に際しGRIの原則または規定を適用しない旨の決定の記述	P 1
2.18 経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された標準/定義	P 45,46
2.20 持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み	P 31,32
2.21 報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み	P 54
2.22 報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を入力できる方法（可能な場合には）	P 30

統治構造とマネジメントシステム	
構造と統治	
3.1 組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む	P 14
3.4 組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役レベルにおける監督プロセス	P 13
3.5 役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標（環境パフォーマンス、労働慣行など）の達成度との相関	P 14
3.6 経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者	P 13
3.7 組織の使命と価値の声明。組織内で開発された行動規範または原則。経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針	P 9
ステークホルダーの参画	
3.9 主要ステークホルダーの定義および選出の根拠	P 10
3.10 ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告	P 18,23,29
3.11 ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類	P 18
3.12 ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況	P 18
統括的方針およびマネジメントシステム	
3.19 経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順	P 33,34
3.20 経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況	P 32
経済的パフォーマンス指標	
顧客	
EC1 総売上げ	P 6
環境パフォーマンス指標	
エネルギー	
EN4 間接的エネルギー使用量	P 35,36
水	
EN5 水の総使用量	P 41
放出物、排出物および廃棄物	
EN8 温室効果ガス排出量（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ ）	P 36
EN11 種類別と処理方法別の廃棄物総量	P 39
EN12 種類別の主要な排水	P 41
EN13 化学物質、石油および燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量	P 31
製品とサービス	
EN14 主要製品およびサービスの主な環境影響	P 37

社会的パフォーマンス指標	
雇用	
LA1 労働の内訳（可能であれば）：地域・国別、身分別（従業員・非従業員）、勤務形態別（常勤・非常勤）、雇用契約別（期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時）。また、他の雇用者に雇われている従業員（派遣社員や出向社員）の地域・国別の区分	P 26
LA2 雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分	P 26
労働/労使関係	
LA3 独立した労働組合もしくは真に従業員を代表する者・団体の従業員によりカバーされている従業員の地理的な割合。または団体交渉協定によりカバーされている従業員の地域・国別の割合	P 29
LA4 報告組織の運営に関する変更（例：リストラクチャリング）の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順	P 29
安全衛生	
LA6 経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会が対象としている従業員の割合	P 28,29
多様性と機会	
LA10 機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述	P 28
人権：方針とマネジメント	
HR1 業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述（監視システムとその結果を含む）	P 28
顧客の安全衛生	
PR1 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラム（監視システムとその結果を含む）の記述	P 19,20,21,22
製品とサービス	
PR2 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述	P 18,19
プライバシーの尊重	
PR3 消費者のプライバシー保護に関する方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述	P 11

CSR報告書に対する第三者審査報告書

第三者審査報告書	
平成 17 年 11 月 30 日	
三菱地所株式会社 取締役社長 木村 恵司 殿	
株式会社トーマツ環境品質研究所 代表取締役社長 古室正充	
1. 審査の目的	当環境品質研究所は、三菱地所株式会社の責任において作成された同社のCSR報告書2005を公認会計士協会が公表された経営研究調査研究会報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」を参考に審査を行った。当環境品質研究所の審査の目的は、主として同報告書において報告されている重要な定量情報の正確性について、実施した手続の範囲内において、独立した立場での意見を表明することである。なお、審査を行った重要な定量情報については別途定めている。
2. 審査の手続	当環境品質研究所は、CSR報告書2005について以下の審査手続を実施した。 (1)掲載されている情報について、集計表とその基礎資料とのサンプリングによる照合及び担当者への質問等により、情報の集計とその計算方法の合理性・正確性を検討した。 (2)掲載されている情報について、作成責任者・担当者に対する質問、関連する議事録・規程等の閲覧・照合、ISO関連資料の閲覧・照合、事業所往査、その他根拠資料となる内部資料及び外部資料で利用可能なデータと比較し検討した。
3. 結論	審査の結果、当環境品質研究所の意見は、次の通りである。 (1) CSR報告書2005に掲載されている重要な定量情報は、三菱地所株式会社及び報告書に掲載されているグループ企業の業務から出された情報を適切に集計したものである。 (2) CSR報告書2005に掲載されている重要な定量情報は、当環境品質研究所が審査の間に入手した根拠資料と矛盾していない。
(参考)	当環境品質研究所は、国際会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームである監査法人トーマツのグループ会社です。
以上	



(株)トーマツ環境品質研究所による審査風景(2005年11月24日)

第三者審査にあたって

三菱地所グループでは、本報告書に記載した情報の信頼性確保が重要であるという認識から、外部の第三者による審査を受け、「第三者審査報告書」を受領しています。今後も、信頼性の高いCSRに関する情報の開示に努めていきます。